

令和5年長崎平和宣言について

1 宣言文の起草にあたって

ウクライナ侵攻が長期化し、核兵器使用のリスクが一層高まりを見せる中で、被爆の実相を改めて伝え、「78年前に人間に何が起こったのか」という原点に立ち返り、「今核戦争が始まったらどうなるのか」という現実に向き合う必要性を強く訴えたい。地球から核兵器をなくすために、核保有国と核の傘の下にいる国に対し核抑止への依存からの脱却を求めるとともに、市民社会に向けては、核兵器による危機の当事者として、行動を起こすよう呼びかけるもの。

2 平和宣言の骨子

- (1) 被爆者（谷口稜^{すみてる}氏）のエピソードを通じ、被爆の実相を伝えるとともに、原爆を肯定する風潮への警告
- (2) G7広島サミットで核戦争をしない意思が再確認された意義とともに、核抑止力を前提とした考えへの批判と「核兵器をなくすしかない」という認識喚起の訴え
- (3) 核保有国と核の傘の下にいる国に対し、核抑止への依存から脱却し、人間の安全保障の考えのもと、核兵器廃絶への道を着実に進むよう要請
- (4) 日本政府と国会議員に対し、核兵器禁止条約への署名・批准等の要請、憲法の平和の理念の堅持、北東アジア地域の軍縮と緊張緩和に向けた外交努力の要請
- (5) 市民社会が行動することの重要性の訴え及び行動を起こすよう呼びかけ
- (6) 日本政府に対し、被爆者援護の充実と被爆体験者救済の要請
- (7) 原爆犠牲者への追悼と、世界の人々との連帯により核兵器廃絶・恒久平和実現に向け力を尽くすことへの決意表明

3 平和宣言の発信

平和宣言は、英語、中国語、韓国語、ロシア語、フランス語、オランダ語、アラビア語、スペイン語、ポルトガル語、ドイツ語の10か国語に翻訳して、長崎市ホームページに掲載するとともに、式典の様子は同ホームページにてインターネット配信（日本語、英語）を行い、広く世界に発信する。